

★ 職員の職の設置に関する規則及び広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）（行政管理課）

一 改正の要旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正され、同法の規定が、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者に準用されること等に伴い、次に掲げる規則について、必要な改正を行った。

- 1 職員の職の設置に関する規則
- 2 広島県行政組織規則

二 施行期日

平成二十六年一月三日

★ 広島県契約規則等の一部を改正する規則（規則第五十八号）（財政課）

一 改正の要旨

現在の低金利状況や事業者の負担等を考慮し、税外債権に関する遅延損害金等の割合の特例を定めるとともに、履行延期等の特約等を行う場合の延納利率の引下げを行うなどのため、次の規則について、必要な改正を行った。

- (一) 広島県契約規則
- (二) 広島県債権管理事務取扱規則
- (三) 広島県公舎管理規則
- (四) 広島県公有財産管理規則
- (五) 広島県看護師等修学資金貸付規則
- (六) 広島県理学療法士等修学資金貸付規則
- (七) 広島県助産師修学資金貸付規則
- (八) 広島県医師育成奨学金貸付規則
- (九) 広島県獣医師修学資金貸付規則
- (十) 広島県介護福祉士修学資金貸付規則
- (十一) 広島県未来チャレンジ資金貸付規則

二 施行期日

平成二十六年一月一日

★ 広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）（住宅課）

一 改正の要旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、県営住宅の入居者資格のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを求めないこととする者に、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けて保護された者を加えるなどの改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年一月三日